

**道路分科会
審議状況報告**

1. 道路分科会の審議状況

平成15年9月2日に基本政策部会を開催し、社会资本整備審議会答申（H14.8.2）の道路行政への反映状況等について審議を行った。

2. 社会資本整備審議会答申を受けた取り組み

平成14年8月2日の道路分科会において、国土交通大臣に「今、転換のとき～よりよい暮らし・経済・環境のために～」が答申され、以降、道路行政においては本答申の趣旨を踏まえた改革を進めているところ。

平成16年度における改革の取組の概要は以下の通りである。

（1）成果主義に基づく道路行政マネジメント

- ①毎年度の数値目標を設定した上で、成果の上がる事業に重点的に投資し、達成度を事後評価する「成果主義」の道路行政運営に転換。
- ②地方道路整備臨時交付金については、個別事業の事前審査を止め、複数の道路事業からなるパッケージについて目標の達成度を事後的に評価する方式に改めるとともに、個別事業への事業費配分を地方が自由に行えるという運用改善を実施。

（2）効率的に「作る」、有効に「使う」

- ①有料道路の多様で弾力的な料金設定に関する施策の拡充。
- ②高速道路におけるインターチェンジ（I C）の倍増に向けて、追加 I Cの整備を促進する施策の拡充（S A・P Aに接続するスマート I C（E T C専用 I C）の社会実験の実施）。
- ③年末・年度末抑制を含む工事時間の総量抑制、企業者別工事時間の縮減貢献度公表など占用企業者へのインセンティブ施策、道路利用者へのリアルタイムな路上工事情報提供及び道路利用者のチェックによる路上工事実施方法の改善など、道路利用者の視点に立った路上工事縮減施策への転換。

（3）開かれた道路行政に向けて

- ①道路関連データの体系的な収集・共有とインターネット等を通じた公開の充実により、データに基づく行政運営の推進。
- ②N P O・住民等による道を活用したオープンカフェ等地域活動の拡大や市民参画型道路管理の実施。

（4）道路関係四公団の改革（別添資料参照）

道路関係四公団民営化関係法案について

- I. 会社の設立、業務等に関すること
→高速道路株式会社法案(会社法)
- II. 機構の設立、業務等に関すること
→独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案 (機構法)
- III. 会社が有料道路事業を行う場合の手続き等に関すること
→日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案 (関係整備法)
- IV. 民営化に伴う経過措置等に関すること
→日本道路公団等民営化関係法施行法案 (施行法)

1 債務の早期の確実な返済

- ①民営化から**45年以内**に債務を確実に**完済**することを法律で明記(機構法)
- ②債務の完済後に高速道路を道路管理者の帰属とし**無料開放**することも法律上明記(関係整備法)

2 会社の自主性

- ①今後の高速道路の新規建設については、従来の施行命令等**一方的命令の枠組みを廃止**し、会社の自主的な経営判断に基づく**申請**によることとした(関係整備法)
- ②建設中・調査中の高速道路については、大臣が**会社と協議**をして会社の建設する路線を指定。協議不調の場合、社会资本整備審議会にその理由の正当性について意見を聴くなど、会社の自主性を最大限尊重する手続きを規定(施行法)
- ③関連事業等についても、会社の自主性を最大限尊重するため、認可制ではなく事前届出制を採用(会社法)。SA/PAは届け出も不要。

3 JH 系 3 社の債務の管理

- JH 系 3 社の債務は機構が**一体的に管理**(機構法)。ただし、今後の建設に係る債務は、会社毎に**料金収入による貸付料で返済**することを基本。会社はその貸付料を支払う経営責任を負う。
 - ・独法通則法に基づき大臣が定める機構の中期目標に位置付け機構に指示、公表。大臣はこれに基づき機構の作成する中期計画を認可。
 - ・会社毎の総貸付料・期間、新規建設に係る債務額は、会社毎に機構と締結する協定事項。協定を踏まえ、機構の業務実施計画にも明記。大臣は、業務実施計画を認可。

4 政府の株式保有義務

- 総株主の議決権の**3分の1以上**の保有を義務付け(会社法)
 - ・ただし、10年以内の法律見直しの対象

5 政府保証

- 当分の間**、政府が**保証**できることを規定(会社法附則)
 - ・「当分の間」:市場の評価が安定するまで
 - ・運用上、保証割合は必要最小限

6 建設費・管理費の業績への反映

- 建設費の縮減を助長**する仕組み(機構法)。ただし、協定の範囲を超える建設費の増加分については、機構は債務を引き受けない
- 管理費の増減**について、貸付料固定により**会社の業績に反映**

日本道路公団等民営化関係法施行法案(抜粋)

(会社が新設又は改築を行うべき高速道路の指定)

第三十条 国土交通大臣は、会社の成立の日から四月以内に、第十三条第四項第三号及び第四号に掲げる高速道路（暫定期間内完成高速道路を除く。以下この条において同じ。）のうち会社が新設又は改築を行うべきもの及びその会社を指定することができる。

2 國土交通大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、同項の指定をしようとする会社（以下この条において「事業会社」という。）と協議をしなければならない。この場合において、事業会社との協議は、まず、当該高速道路をその事業の範囲とする事業範囲会社と行うものとし、当該事業範囲会社と協議がととのわないので、当該事業範囲会社以外の事業会社と行うものとする。

3 國土交通大臣は、前項の規定による協議の結果、いずれの事業会社とも同項の協議がととのわなかつた場合において、同項の協議を行った事業会社のいづれかになお当該高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し、相当の期限を定めて、当該高速道路の新設又は改築を行うことができないと思料する理由の申出を求めなければならない。

4 國土交通大臣は、前項の期限内に同項の規定により理由の申出があったときは、当該理由が正当であるか否かについて、社会資本整備審議会の意見を求めなければならぬ。

5 國土交通大臣は、前項の規定により社会資本整備審議会の意見を聴いた上で当該理由が正当なものであると認めるときは、当該理由の申出に係る高速道路及び事業会社については、第一項の指定をすることができない。

6 國土交通大臣は、第三項の規定により理由の申出があったときは、当該理由及び第四項の規定に基づく社会資本整備審議会の意見を公表するものとする。

7～9 略

10 國土交通大臣は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の指定をすることができないときは、その理由が存続する間、同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、会社及び機構に対し、遅滞なく、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

11・12 略

日本道路公団等民営化関係法施行法案による国土交通省設置法の一部改正(抜粋)

附 則

第七条 略

2 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号）の施行の日から四月（同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

●道路関係四公団民営化関係4法案

「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」（平成15年12月22日政府・与党申し合わせ）の内容を実現するため、以下の4法案を提出。

I. 会社の設立、業務等に関すること

→高速道路株式会社法案

II. 機構の設立、業務等に関すること

→独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

III. 会社が有料道路事業を行う場合の手続き等に関すること

→日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

IV. 民営化に伴う経過措置等に関すること

→日本道路公団等民営化関係法施行法案

I 高速道路株式会社法案

1 会社の事業等

- (1) 高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社を設立。
- (2) 各会社が原則として事業範囲とすべき高速道路を設定。この事業範囲以外の高速道路についての事業実施も可能。
- (3) サービスエリアの運営等の関連事業も実施。
- (4) 会社は、機構と、賃付料、賃付期間等を内容とする協定を締結。

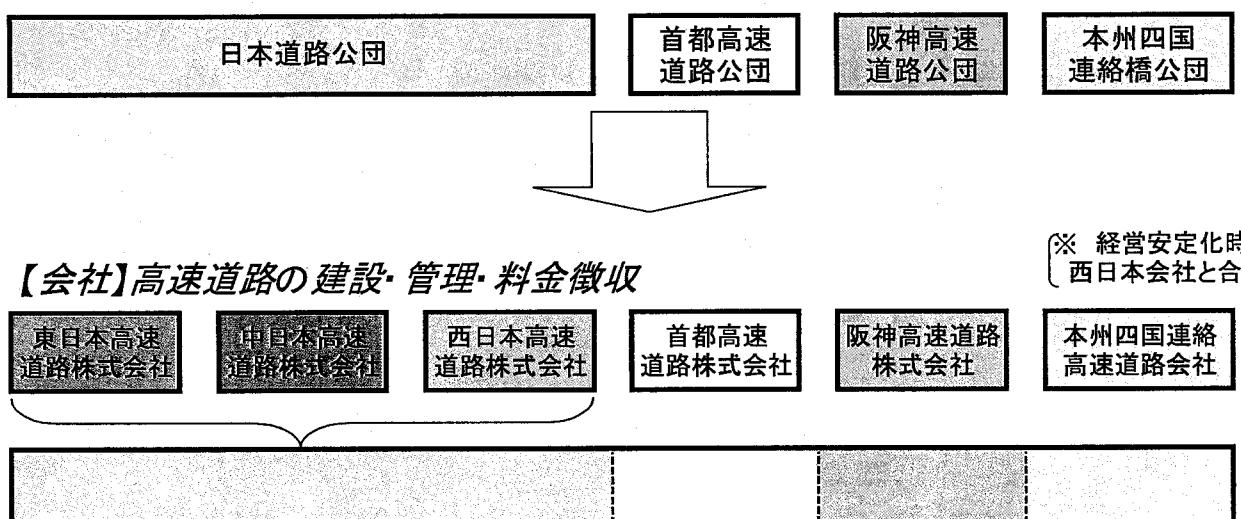
2 国との関係

- (1) 政府（地方公共団体）は、総株主の議決権の3分の1以上の株式を保有。
- (2) 代表取締役の選定、社債及び長期借入金等については、国土交通大臣の認可が必要。
- (3) 当分の間、政府の債務保証が可能。

3 会社の合併

政府は、本四会社について、経営の安定性の確保が確実になった時点で、西日本会社との合併に必要な措置を実施。

【民営化のイメージ】



II 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

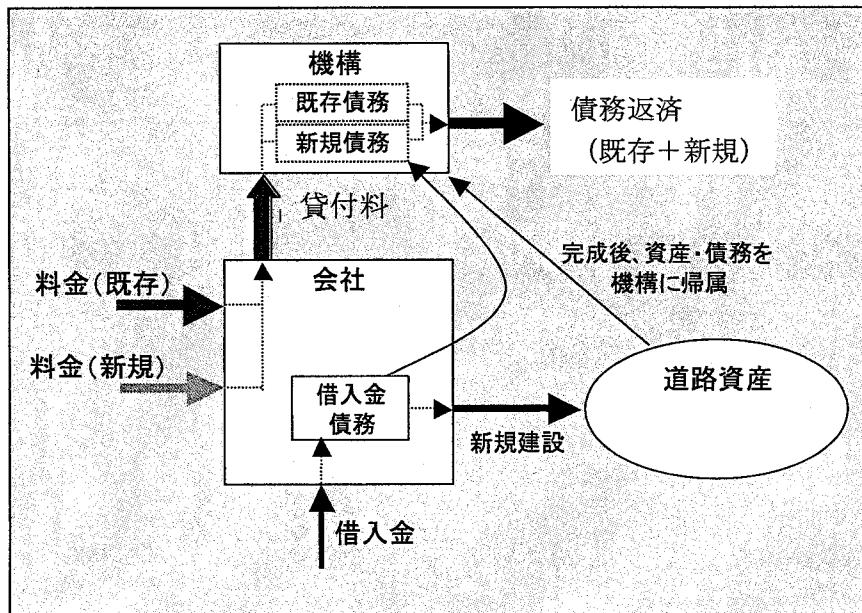
1 機構の業務等

- (1) 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立。
- (2) 民営化から45年後までに、債務の返済を完了させ、解散。
⇒有利子債務の高速国道・本四関係分は非拡大。その他も、極力上回らないよう努力。
(大臣が独法通則法上の機構の中期目標に定め、機構に指示し、公表)
- (3) 機構は、会社と、機構の業務を一体として行う必要がある全国路線網（高速自動車国道及びネットワーク型一般有料道路）又は地域路線網ごとに協定を締結し、国土交通大臣の認可を受けて、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画を作成。
⇒高速国道とネットワーク型一般有料道路の債務の一体管理は、債務返済時期を合わせるために、相互補助を行うものではない。それを担保するため、それぞれの債務返済計画の提出を機構に義務付け（省令）。
⇒日本道路公団系3会社の債務は、機構が一体として管理するが、会社間の競争原理を確保するため、高速国道の今後の建設に係る債務は、会社ごとに料金収入による貸付料で返済することを基本（会社は、その貸付料を支払う経営責任を負う）。
(大臣が独法通則法上の機構の中期目標に定め、機構に指示し、公表。)
- (4) 会社が建設した道路資産が機構に帰属するときに、会社が建設のために負担した債務を引き受け。
- (5) 貸付料の額は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定。

2 国との関係

- (1) 政府等の出資及び災害復旧補助が可能。機構は、これらを財源として、会社に無利子貸付け。
- (2) 長期借入金及び機構債券については、国土交通大臣の認可が必要。
- (3) 政府の債務保証が可能。

【資金の流れ】



III 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

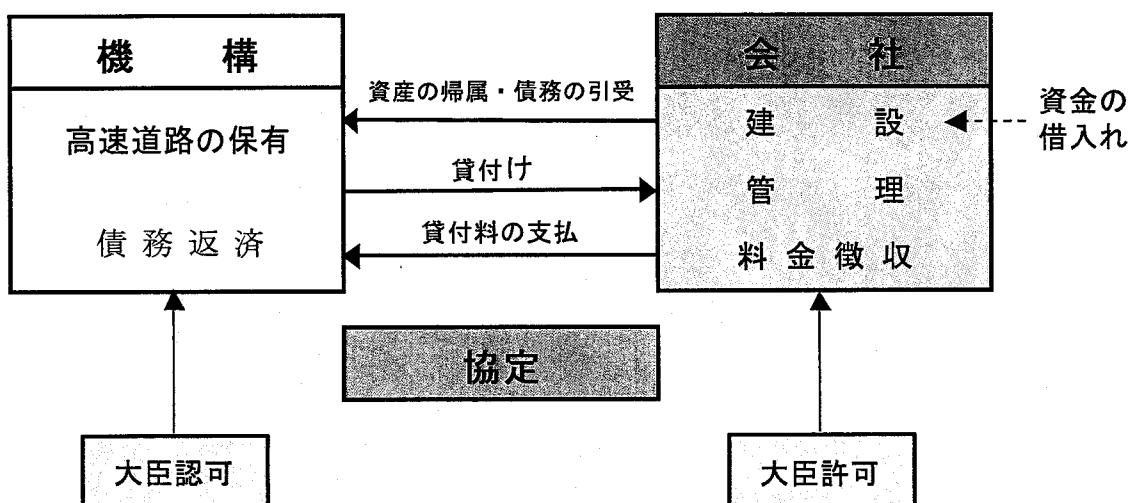
1 道路整備特別措置法の一部改正

- (1) 会社は、機構と協定を締結し、工事の内容、料金等について国土交通大臣に事業許可を申請して事業を実施。
→公団に対する施行命令方式を廃止し、自主的経営判断に基づく申請方式
- (2) 会社が建設する高速道路は、原則として、工事完了時に機構に帰属。
→同時に会社が建設のために負担した債務は、機構が引受け
(会社は貸付料支払という形で機構を通して債務を返済)。
- (3) 会社は、国土交通大臣の認可を受けて、供用約款を制定。
- (4) 機構及び会社は、道路管理者の権限の一部を代行。
- (5) 料金の額は、貸付料及び会社の維持管理費用を料金徴収期間内に償うよう設定。
- (6) 料金徴収期間満了日は、民営化から45年を上限。道路資産は、満了日に道路管理者に帰属(無料開放)。

2 道路法等の一部改正

自動車専用道路と連結できる施設として休憩所等の利便施設を追加等

【会社と機構による事業実施のイメージ】



IV 日本道路公団等民営化関係法施行法案

1 新たな組織の設立及び公団の解散に係る手続

会社及び機構の設立手続、公団から会社及び機構への権利義務の承継等並びに公団の解散について規定。権利義務の承継等については、国土交通大臣が基本方針を定め、公団が、国土交通大臣の認可を受けて、実施計画を作成。

2 業務の引継ぎ等経過措置

(1) 供用中の高速道路

既に供用中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が管理・料金徴収を実施。

(2) 暫定期間中の取扱い

暫定期間中（民営化後原則として6月以内）、建設中・調査中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が、建設・調査を実施。

(3) 建設中・調査中の高速道路

- ①民営化後原則として4月以内に、国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設を行うべき高速道路を指定（複数の会社との協議制）。
- ②社会資本整備審議会の意見を聴いた上で、建設を行うことができない理由が正当なものであると認めるときは、指定できない。
- ③機構にも同様の手続きを実施。
- ④民営化後原則として6月以内に、会社及び機構は、協定を締結し、それぞれ国土交通大臣の事業許可、業務実施計画認可を受けなければならない。

3 道路関係四公団法の廃止その他関係法律の整備等（地方税法等）

4 施行期日

会社及び機構は、平成18年3月31日までの政令で定める日に成立。

5 検討

政府は、民営化後10年以内に、民営化関係法の施行の状況を検討して、必要な措置を実施。